

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

#### Q1

決算審査特別委員会の設置について  
当市議会では、決算を認定に付すための議案が9月定例会に提出されることが慣例となっている。

今年度も9月定例会の初日に上程され、特別委員会を設置、付託して当該会期中に認定、不認定の結論を出すことになっているが、一部の議員から決算が議会に提出される9月定例会前に決算審査のための予備的な審査を行うたいので、決算審査特別委員会を6月定例会に設置することを求められている。これは可能なのか。

#### A1

結論から言うと、不可能と考えます。確かに決算を審査するために、特別委員会を設置しこれに付託することは可能ですが、設置の時期に注意する必要があります。

特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査することになっています。つま

連載④1

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

り、議会の議決により付議された事件がない限り特別委員会を設置する根拠がなく、特別委員会を設置することができません。

このことから、6月定例会においていまだ議会に提出されていない決算議案を審査するための特別委員会を設置することはできないと解しますので、例年どおり決算議案が提出、上程される9月定例会に特別委員会の設置の手続を行うべきです。

少しでも早く決算議案の審議、審査を行いたいと考えるならば、これを提出する執行機関との協議、調整が必要ですが、決算議案が提出可能となった時点で議会を招集（臨時会の招集または定例会を例年より早めに招集）し、これを上程し、特別委員会の設置と当該特別委員会への付託、閉会中の継続審査とすることを議決し、閉会中も審査を行えるよう

にしておくことが考えられます。

#### 参考 地方自治法

第109条 1～3 略

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5～9 略

#### 参考 標準委員会条例

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

Q2

附帯決議案の提出者からの附帯決議案提出の動議について

今定例会に提出された補正予算案を委員会に付託したところ、委員会では原案可決となったが、一部の議員が附帯決議案の提出を議長に行った。

当該附帯決議案の取扱いについて、議会運営委員会において協議した結果、補正予算案の採決後、これが可決ならば議長発議による日程追加で附帯決議案を審議することが了承された。

議会運営委員会での協議結果について、附帯決議案を提出した議員に説明したところ、当該議員が議長発議では、自分が提出したことが議場で明らかにならないため、このような運営を認めるとはできず、補正予算可決後に附帯決議案提出の動議を提出することを強く主張している。

直前まで、当該議員を説得するつもりであるが、議会事務局の説得を受け入れず、当日、附帯決議案を提出する旨の動議を提出した場合、どのような対応をすることが適当か。

A2

附帯決議とは、その対象となる事件（今回の場合は補正予算案）の可決後に、原案に

追加すべきであるが、議会の修正が及ばない事項などについて、議会が執行上の意見や要望を表明するものです。

附帯決議は、その名称のとおり、附帯する決議であることから、附帯するものが存在して初めて成り立つものです。したがって、附帯する事件（今回の場合は補正予算案）が可決したのちに議題となります。

通常の決議案は、あらかじめ議事日程に記載されています（例…決議の提出を求める請願、陳情とこれらが採択されることを予定して提出された決議案）が、附帯決議は先に述べた性質から、あらかじめ議事日程に記載することなく、附帯する事件の可決後に日程追加による手続を経て議題となるのが原則です。確かに一部の議会では、附帯する事件が可決することが確定していることを前提に、あらかじめ附帯決議案を議事日程に記載していますが、附帯決議の性質を考慮した場合、このような運営は消極に解します。

では、Q2の議員が提出しようとしている動議についてですが、当該動議の内容が、既に提出している附帯決議案の提出の動議であるならば、既にその役割を終えている事項（附帯決議案の提出）を含む動議であることから、当該動議を取り扱う必要性、意義がありません。当該動議の提出後、議長は既に附帯決議

案が提出されていることから、当該動議を議題とする必要はない旨と附帯決議案をこの後すぐに日程追加する旨を述べた上で、動議を認めないことを宣告すればよいと考えます。

また、このような議長の宣告を行うことにより、当該議員が強く反発し、議事が滞るようなことが想定されるならば、動議が成立（規則に定める賛成者がいる）した後に暫時休憩し、議会運営委員会でも当該決議の問題点などを確認し、動議を提出した議員に対し動議の撤回を助言し、これを当該議員が受け入れたら、動議の撤回の手続（議長許可）を行った後に本会議を再開し、休憩中に動議が撤回されたことを議長が報告するという運営も考えられます。

なお、附帯決議案を提出した議員が本会議において、附帯決議案に関する動議を提出することを希望するならば、附帯決議案を提出する旨の動議ではなく、既に自分が提出した附帯決議案を日程に追加し、直ちに議題とする旨の動議を提出すべきと考えます。

参考 標準市議会会議規則

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前

項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第一項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

### Q3 補欠選挙で当選した議員の議席指定について

閉会中に実施された本市議会議員の補欠選挙で当選した議員について、速やかに議会活動に参加できるようにするために、閉会中の常任委員への就任（議長の指名による選任）を行っている。このような観点から、閉会中に当該議員の本会議場での議席の指定も行うべきではないかという意見が議員から出されたことから、当該議員の議席を指定するために臨時会を議長又は議員からの招集請求により招集することが検討されている。

補欠選挙で当選した議員の議席の決

定のためだけの臨時会の招集請求を行うことは可能か。

A3 臨時会は、定例会のほかに、臨時の必要がある場合、特定の事件に限ってこれを審議するために随時招集される議会のことをいいます。

臨時会の招集は、招集権を有する首長が行いますが、議長や議員は法が定める要件を満たせば、首長に対し臨時会の招集を請求でき、当該請求があった場合、首長は臨時会の招集を行わなければならないことになっています。

議長や議員による臨時会の招集請求については、付議すべき事件を示して請求することになっていますが、この付議すべき事件とは①提案権が議員にあるもの、②具体的な事件であること、③法的根拠を有する事件であることが要件です。

このことから、一見、臨時会の招集請求が可能と考えられそうですが、招集請求に示す付議すべき事件とは、議案に限らず、選挙、決定その他議会に付議されるべき全ての事件を含むとされています。つまり、議会の審議に付される事件ということになります。

以上のことから、議員の議席の指定は、会議に諮ることなく議長が職権によって行うものとされている（標準市議会会議規則第4条）ため、これを付議すべき事件とすることはできないと

解しますので、議席の指定のみを付議事件とする臨時会の招集請求はできないと解します。

なお、議長による議席の指定を閉会中に議会職権で行うことができるかについては、会議規則上、指定の時期や場所（議場で指定する）などの定めはありませんが、議員が本会議において着席し、審議に参加するための場所であること、本会議が開催されない限り議席が確定していなければ議会活動に支障が生じることは想定されないことから、議席の指定は、その必要性が生じた本会議において行うことが原則で、閉会中に議長が指定することについてはすべきでないと解します。

### 参考 地方自治法

#### 第101条 略

2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

3 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

#### 4～7 略

参考 標準市議会会議規則

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

**参考 行政実例（昭和26年8月20日）**

問 第102条第4項に「臨時会に付議す

べき事件は……」とあるが、この付議すべき事件とは、議題をさすのか、議案をさすのか又は両者を含めたものをさすものであるか。

答 第102条第4項の「付議すべき事件」とは、議案に限らず選挙、決定その他議事に付議されるべきすべての事件を含むものであり、議案の場合は当該議案を付議事件として告示すべきである。

**Q4**

採択により誤解を生じるおそれのある請願、陳情の扱いについて

本市の建設業者で構成される団体から、本市内で行われる大型事業について市内の業者を優先的に使うように当

該事業の施主に申し入れることを求める陳情が本市議会に提出された。

市内の業者の活用は、地域経済の活性化という点では理解できるが、場合によっては公正な取引を議会が妨害していると思われるおそれがあることから、審議、審査することを含めて慎重に対応すべきという議員からの指摘がある。

このような陳情について、どのような対応が考えられるか。

**A4** 議会は、提出された請願、陳情を審査した場合、採択または不採択に決することが求められています。

請願については、請願権という憲法で保障された国民の権利であることや地方自治法に審査することが規定されていることから、採択、不採択のための審議、審査を行うこととなります。これに対し、陳情についても住民の希望であり、議会は尊重する必要がありますが、採択、不採択については、請願のような規定がないため、各議会の判断により審議、審査を行わず、議員への配布などで対応することが可能です。

このため、議会で審議することが不適当と判断される陳情については、採択や不採択とする必要はありません。しかし、請願と同様に審議、審査することになった陳情について

は、採択又は不採択を決することが原則ですが、仮に採択することにより誤解を生じるおそれがある場合や、不採択とはならないが、採択とすることにも問題があると考えられる場合、便宜的な運営として請願や陳情内容の趣旨を採択する趣旨採択や一部を採択する一部採択という選択肢があります。

ただし、会議規則上は採択か不採択であることから、趣旨採択、一部採択という運営を議会で採用するという合意が必要と解します。趣旨採択、一部採択については、陳情だけではなく、請願にも活用されており、全国の市議会814市のうち386市議会で採用されています（平成29年度実態調査より）。

住民からの要望である請願や陳情については、可能な限り議会で審議した上で、議会としての意思を確定することが理想ですが、その内容などにより採択又は不採択とすることが困難なときは、議会運営委員会の決定に基づく議長の運用として、便宜的な運営である趣旨採択や一部採択を活用することも選択肢の一つと解します。なお、趣旨採択、一部採択と決した場合、どの趣旨、どの部分を採択したかを明確にしておくことが必要であることはいずれまでもありません。

**参考 地方自治法**

第109条 略

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項  
4～9 略

#### 参考 標準市議会会議規則

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

#### Q5 議長の採決宣告後の再付託の動議について

今定例会に提出され、所管の常任委員会に付託された条例案が委員会での審査を終え、原案可決となり、本会議で委員長報告がされた。

これに対し、一部の議員が修正案(修正の動議)を提出し、修正案の説明後、委員長報告と修正案に対する質疑、原

案と修正案に対する討論を行った後、議長が採決の宣告を行ったところ、修正案の提出者である議員が原案に対する再付託の動議を提出した。  
当該動議への対応は、どのようにすればよいのか。

A5 結論から申し上げますと、当該動議を認めることはできません。理由は主に二つあります。

一つ目は、原案については委員会の審査を経て、委員長報告、これに対する質疑、討論が行われています。討論は、採決のための最終的な手続であり、質疑が終了したことにより、当該議案に対する疑義は解消されたと解さざるを得ません。もし、審議が不十分ならば、質疑終了直後に再付託の動議を出すべきであり、質疑終了に対し、何らかの議事進行発言等を行わず、討論に参加した以上、もはや疑義が解消されて賛否を表明する準備ができたと解されても仕方がない状況です。

二つ目は、会議規則上、議長が採決の宣告を行ったときは、何人も発言を求めることができないことになっています。ただし、例外としてその方法についての発言は認められます。具体的には、記名投票を求める発言や一括採決や分割採決を求める発言が挙げられます。

以上のことから、議長の採決宣告後の再付託の動議は、議事の進行上、また会議規則上無理があり、当該動議を認めることはできないと解します。よって、議長は上記理由を述べ、当該動議を認めない旨を述べて採決に入ることになります。

#### 参考 標準市議会会議規則

○本会議の規定

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

○委員会の規定

第123条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

#### 参考文献

- 議会運営の実際(自治日報社)
- 逐条地方自治法(学陽書房)
- 議会運営実務提要(ぎょうせい)
- 地方自治関係実判例集(ぎょうせい)
- 注釈地方自治関係実例集(ぎょうせい)
- 地方財務実務提要(ぎょうせい)
- 地方自治法質疑応答集(第一法規)
- 地方議会運営事典(ぎょうせい)